

○ひたちなか市茨城県屋外広告物条例の施行に関する規則

平成12年3月28日

規則第10号

改正 平成17年1月28日規則第1号

平成18年9月28日規則第62号

平成26年6月20日規則第27号

(趣旨)

第1条 この規則は、他に特別の定めのあるもののほか、茨城県屋外広告物条例（昭和49年茨城県条例第10号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可の申請等)

第2条 条例第6条又は条例第7条第4項から第6項までの規定による許可を受けようとする者は、広告物等を表示し、又は設置しようとする日の30日前までに、屋外広告物許可申請書（様式第1号）を次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 広告物等を表示し、又は設置する場所及びその近隣の状況を知り得る縮尺1,000分の1程度の見取図
- (2) 広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面
- (3) 広告物等を表示し、又は設置する場所の状況が分かるカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したもの）
- (4) 広告物等の色彩、意匠及び表示面積を明らかにした模写図
- (5) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況（壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に既に表示し、又は設置している他の広告物等の位置関係）を明らかにした図面
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第6条又は条例第7条第4項から第6項までの規定による許可をしたときは、屋外広告物許可書（様式第2号）を申請者に交付するものとする。

(更新の申請等)

第3条 条例第9条の2第1項の規定による許可の更新の申請は、条例第6条又は条例第7条第4項から第6項までの規定により受けた許可期間が満了する2週間前までに、屋外広告物更新許可申請書（様式第3号）に当該広告物等のカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したもの）を添えて市長に提出することにより行わなければならない。

2 市長は、条例第9条の2第1項の規定による更新を許可したときは、屋外広告物更新許可書（様式第4号）を申請者に交付するものとする。

3 条例第9条の2第2項の規定による点検結果の提出は、屋外広告物自己点検書（様式第5号）により行わなければならない。
（変更、改造の申請等）

第4条 条例第10条第1項の規定による許可を受けようとする者は、広告物等を変更し、又は改造しようとする日の30日前までに、屋外広告物変更（改造）許可申請書（様式第6号）を提出しなければならない。この場合において、同項の規定による許可が改造に係るものであるときは、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 改造後の広告物等の形状、寸法、材料及び構造を示す図面
- (2) 改造前の広告物等のカラー写真（申請の日前3月以内に撮影したもの）
- (3) 広告物等の色彩及び意匠並びに表示面積を明らかにした模写図
- (4) 建築物を利用する広告物等にあつては、当該建築物との位置関係及び当該建築物の壁面等の状況（壁面の形状及び面積並びに壁面及び屋上に表示し、又は設置している他の広告物等の位置関係）を明らかにした図面
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、条例第10条第1項の規定による許可をしたときは、屋外広告物変更（改造）許可書（様式第7号）を申請者に交付するものとする。
（軽微な変更等）

第5条 条例第10条第1項に規定する規則で定める軽微な変更又は改造は、次に掲げるものとする。

- (1) 既設の広告物等の表示内容、意匠、色彩、形状、大きさ、構造又は位置に変更を加えない塗料の塗替え、補強又は修繕
- (2) 掲示板その他これに類する物件に掲出するはり紙の取替え
- (3) 自己の管理する店舗等に設置する広告幕を掲出する物件に掲出する自己の営業の内容を表示する広告幕の取替え
- (4) 劇場、映画館等の常設の興行場が興行内容を表示する広告物を掲出する物件に掲出する興行内容を表示する広告物の取替え

（除却届出）

第6条 条例第16条第2項の規定による届出は、屋外広告物除却届出書（様式第8号）によりしなければならない。

(違反広告物である旨の表示)

第7条 条例第19条の2の規定による条例に違反する旨の表示は、違反広告物表示書(様式第9号)を当該広告物等にはり付けて行うものとする。

(公示等の場所)

第7条の2 条例第19条の4第1項第1号に規定する規則で定める場所は、ひたちなか市公告式条例(平成6年条例第4号)第2条第2項に規定する掲示場(以下「掲示場」という。)とする。

2 条例第19条の4第2項に規定する規則で定める場所は、ひたちなか市役所都市整備部都市計画課とする。

(保管広告物等一覧簿の様式)

第7条の3 条例第19条の4第2項に規定する規則で定める様式は、様式第9号の2のとおりとする。

(保管した広告物等の売却手続)

第7条の4 条例第19条の6に規定する規則で定める方法は、競争入札に付して行う方法とする。ただし、競争入札に付しても入札者がいない広告物等その他競争入札に付すことが適当でないと認められる広告物等の売却については、随意契約による方法とすることができる。

第7条の5 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも5日前までに、次に掲げる事項を掲示場に掲示し、又はこれに準ずる適当な方法で公示しなければならない。

- (1) 当該広告物等の名称又は種類及び数量
- (2) 当該競争入札の執行の日時及び場所
- (3) 契約条項の概要
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前条本文の規定による競争入札のうち指名競争入札に付そうとするときは、なるべく3人以上の入札者を指定し、かつ、それらの者に前項各号に掲げる事項をあらかじめ通知しなければならない。

3 市長は、前条ただし書の規定による随意契約によろうとするときは、なるべく2人以上の者から見積書を徴さなければならない。

(受領書の様式)

第7条の6 条例第19条の8に規定する規則で定める様式は、様式第9号の3のとおりと

する。

(身分証明書)

第7条の7 条例第20条第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、屋外広告物立入検査員身分証明書(様式第9号の4)によるものとする。

(管理者の届出等)

第8条 条例第22条第1項又は第2項の規定による届出は、屋外広告物管理者等設置(変更)届出書(様式第10号)によりしなければならない。ただし、屋外広告物許可申請書を提出する際に当該申請書の管理者の欄に所定事項の記載をした場合にあつては、条例第22条第1項の規定による届出をしたものとみなす。

2 条例第22条第3項の規定による届出は、屋外広告物滅失届出書(様式第11号)によりなければならない。

3 条例第22条第4項の規定による届出は、屋外広告物設置者名称等変更届出書(様式第12号)によりなければならない。

付 則

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成17年規則第1号)

この規則は、平成17年2月1日から施行する。

付 則(平成18年規則第62号)

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

付 則(平成26年規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

(表)
屋外広告物許可申請書

※									
年 月 日									
殿									
申請者 住 所 氏 名 電話番号 () —									
⑩									
茨城県屋外広告物条例第 条第 項の規定による許可を受けたいので、申請します。									
工 事 施 工 者	住 所 氏 名					電話番号 () —			
	屋外広告業の登録等					・ ・ 第 号			
管 理 者	住 所 氏 名					電話番号 () —			
	屋外広告業の登録等					・ ・ 第 号			
表 示 物 件	種 類				数 量				
	表示期間	・ ・ ~ ・ ・			表示場所 (用途地域名)				
	照明の種類 光源の点滅								
	材料塗装				色 彩				
規 格	位 置	広告物相互間の距離					メートル		
		道路・鉄道の敷地境界からの距離(路線名 から)					メートル		
規 格	高 さ	縦			横	面 数	合 計 面 積	数 量	
		メートル	メートル	メートル		平方メートル			
地 域 区 分	禁止地域(第 種禁止地域)					許可地域(第 種許可地域)			
既設の広告物	数量			合計表示総面積(表示総面積の合計) 平方メートル					
建築基準法による工作物確認	要・不要	確認済・申請中	道路法による占用許可	要・不要	許可済・申請中	その他法令による許可等	要・不要	法令名	許可等済・申請中
								()	
添付書類 設置場所の見取図、仕様書、意匠図、構造図、他法令による許可書の写し(), 設置場所の写真、模写図、建築物との位置関係等を明らかにした図面(建築物利用広告の場合)、既に設置している近隣店舗等案内広告の設置場所に示した図面(近隣店舗等案内広告の場合)									
※手数料					※算出基礎				
※決裁	決裁権者	回 議						担当者	

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。
 3 野立広告物、アーチ、広告幕、照明広告、電光ニュース及び近隣店舗等案内広告については、設置場所ごとに申請してください。
 4 色彩の欄は、色彩が許可基準となる場合に表示面積の4分の1を超えて使用する色彩のマンセル値を記入してください。

(裏)

※			
許 可 整 理			
許可期限	許可年月日	指令番号	条 件
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		
・ ・	・ ・		

様式第3号(第3条関係)

屋外広告物更新許可申請書

年 月 日			
殿			
申請者 住 所			
氏 名 ㊟			
電話番号() ー			
茨城県屋外広告物条例第9条の2第1項の規定による許可を受けたいので、申請します。			
更 新 申 請	種類	数量	期間 ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・
	理由		
前 許 可	期間 ・ ・ ・ ~ ・ ・ ・	年月日 ・ ・	番号 指令第 号
※手数料 円		※許可年月日 ・ ・	※許可番号 指令第 号
※ 決 裁	決裁権者	回 議	担当者

注意 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第4号(第3条関係)

屋外広告物更新許可書

指令第 号

住所
氏名

年 月 日申請のあった広告物については、茨城県屋外広告物条例第
条第 項の規定により次の条件を付して許可する。

年 月 日

ひたちなか市長



表 示 物 件	種類	数量	場 所
	期間 . . ~ . .		
前 許 可	年月日 . . ~ . .	番 号 指令第 号	

条件

様式第5号(第3条関係)

屋外広告物自己点検書

年 月 日		
殿		
申請者 住 所 氏 名 ㊟ 電話番号() —		
茨城県屋外広告物条例第9条の2第2項の規定により、申請します。		
管 理 者	住所 氏名 電話番号() —	
	屋外広告業の登録等	. . . 第 号
設置年月日	. . .	
点 検 日	. . .	
点 検 項 目	点 検 結 果	改 善 の 内 容
取付(支持)部分の変形 又は腐食	良・要改善	
主要部分の変形又は腐 食	良・要改善	
ボルト、ビス等のさび	良・要改善	
表示面の汚損、たい色 又ははく離	良・要改善	
表 示 面 の 破 損	良・要改善	
照 明 装 置 の 破 損	良・要改善	
その他特に点検した箇 所	良・要改善	

注意

点検結果の欄は、該当する文字を○で囲んでください。

様式第6号(第4条関係)

屋外広告物変更(改造)許可申請書

殿 申請者 住 所 氏 名 ⑩ 電話番号() —	年 月 日		
茨城県屋外広告物条例第10条第1項の規定による許可を受けたいので、申請します。			
変更(改造)物件	種類	数量	変更(改造)年月日 . .
	内容		
	理由		
	表示期間 . . ~ . .		
現 許 可	年月日 . .		番号 指令第 号
※ 許 可	年月日 . .		番号 指令第 号
※ 決 裁	決裁権者	回 議	担当者

注意 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第7号(第4条関係)

屋外広告物変更(改造)許可書			
指令第 号		住所 氏名	
<p style="text-align: center;">年 月 日申請のあった広告物については、茨城県屋外広告物条例第 条第 項の規定により次の条件を付して許可する。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p>			
ひたちなか市長		印	
変更(改造)物件	種類	数量	場所
	変更内容		
	表示期間 . . ~ . .		
前 許 可	年月日 . . ~ . .	番号 指令第 号	
条件			


様式第8号(第6条関係)

屋外広告物除却届出書

年 月 日			
殿			
届出者 住 所 氏 名 電話番号() — ㊟			
茨城県屋外広告物条例第16条第2項の規定に基づき、届け出ます。			
除 却 物 件	種類	数量	場所
	許可年月日 ・		
	許可番号 指令第 号		除却命令年月日 ・
	理由(□の中にレ印) □条例第14条 □条例第16条第1項		
※ 検 査	年月日		担当者職氏名印 ㊟
	結果		
※ 決 裁	決裁権者	回 議	担当者

注意 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

<p>これは 違反広告物です。</p> <p>ひたちなか市</p>	<p>年 月 日</p> <p>この広告物は、茨城県屋外広告物条例（昭和四十九年茨城県条例第十号）に違反しています。</p> <p>この表示書を破損した者は、刑法（明治四十年法律第四十五号）により罰せられることがあります。</p> <p>連絡先 ひたちなか市都市計画課</p>
---------------------------------------	--

備考  は、赤色とする。

様式第9号の2(第7条の3関係)

保 管 広 告 物 等 一 覧 簿							
整 理 番 号	保管した広告物等		保管した広告 物等が設置さ れていた場所	除 却 した 年 月 日	保管を 始めた 年月日	保管の場所	備 考
	名 称 又 は 種 類	数 量					

様式第9号の3(第7条の6関係)

受 領 書	
年 月 日	
殿	
住 所	氏 名
印 ○	
下記のとおり広告物等(現金)の返還を受けました。	
返 還 を 受 け た 日 時	
返 還 を 受 け た 場 所	
返還を受けた 広告物等	整 理 番 号
	名 称 又 は 種 類
	数 量
(返 還 を 受 け た 金 額)	

様式第9号の4(第7条の7関係)

(表)

第	号	屋外広告物立入検査員身分証明書
		(所属)
	写	(職・氏名)
	真	
茨城県屋外広告物条例(昭和49年茨城県条例第10号)第20条第1項の規定に基づき、 広告物又は掲出物件の存する土地又は建物に立ち入り、広告物又は掲出物件の検査 を行う者であることを証明する。		
年 月 日		
ひたちなか市長		印

6センチメートル

9センチメートル

(裏)

茨城県屋外広告物条例(抄)

(広告物の表示等をする者等に対する立入検査等)

第20条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、広告物の表示等をする者又は広告物等を管理する者から、報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員をして当該広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、当該広告物等を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

様式第10号(第8条関係)

屋外広告物管理者等設置(変更)届出書

年 月 日				
殿				
届出者住所 氏名 ㊟ 電話番号() —				
茨城県屋外広告物条例第22条第 項の規定に基づき、届け出ます。				
許 可	年月日 番号 指令第 号			
新設置者	住所 電話番号() — 氏名			
前設置者	住所 電話番号() — 氏名			
新管理者	住所 電話番号() — 氏名			
	屋外広告業の登録等 第 号			
前管理者	住所 電話番号() — 氏名			
	屋外広告業の登録等 第 号			
設置又は変更理由				
※ 決 裁	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">決裁権者</td> <td style="width: 50%;">回 議</td> <td style="width: 30%;">担当者</td> </tr> </table>	決裁権者	回 議	担当者
決裁権者	回 議	担当者		

- 注意 1 この様式中、該当する文字を○で囲んでください。
 2 ※の欄は、申請者において記入しないでください。
 3 「前管理者」の欄は、変更届の場合のみ記入してください。

様式第11号(第8条関係)

屋外広告物滅失届出書

年 月 日			
殿			
届出者住所			
氏名 ㊟			
電話番号() ー			
茨城県屋外広告物条例第22条第3項の規定に基づき、届け出ます。			
許 可	年月日 .		番号 指令第 号
滅 失	種類	数量	年月日 .
	理由		
※ 決 裁	決裁権者	回 議	担当者

注意 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第12号(第8条関係)

屋外広告物設置者名称等変更届出書

		年 月 日	
殿		届出者住所 氏名 ㊟ 電話番号() —	
茨城県屋外広告物条例第22条第4項の規定に基づき、届け出ます。			
許	可	年月日 . .	番号 指令第 号
変 更 又 は 後 の 住 所	設 置 者	住所 電話番号() —	氏名
	管 理 者	住所 電話番号() —	氏名
		屋外広告業の登録等	. . 第 号
変 更 理 由			
※ 決	裁	決裁権者	回 議 担当者

注 ※の欄は、申請者において記入しないでください。

様式第1号 (第2条関係)
様式第2号 (第2条関係)
様式第3号 (第3条関係)
様式第4号 (第3条関係)
様式第5号 (第3条関係)
様式第6号 (第4条関係)
様式第7号 (第4条関係)
様式第8号 (第6条関係)
様式第9号 (第7条関係)
様式第9号の2 (第7条の3関係)
様式第9号の3 (第7条の6関係)
様式第9号の4 (第7条の7関係)
様式第10号 (第8条関係)
様式第11号 (第8条関係)
様式第12号 (第8条関係)